

阿賀野市条例第 28 号

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成 16 年阿賀野市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 号中「、医療保険証」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。